



# ベストプラクティス

NEWS LETTER

第1号 2015.4

## ごあいさつ

いよいよ2025年を見据えた介護保険事業第6期のスタートです。

「地域づくり」に裏打ちされる介護保険事業は、地方自治の試金石と言われてきました。全国各地で繰り広げられようとしている“地域包括ケアシステム構築”の中で、第6期から始まった新たな総合事業は、この「地域づくり」を大きく展開しようとしています。

市区町村の取組みは様々です。これまでの経験やノウハウ、地域資源、そしてスピード感も千差万別。でも、日本のあらゆる地域、いかなる風情の市区町村も、取り組めば、必ずや何かがコダマとなって響く。地道な地域づくりの心地よさと奥深さがここにあるのではないのでしょうか。最初は小さな“ともしび”でも、重なり合えば大きな炎となります。湿った薪でも手をかけて、丁寧に煽いで火起こしをすれば、大きく燃え上がるはず。そんな瞬間を夢見て、みんな地道な努力を続けています。

ベストプラクティスは数ある灯台の中的一条の光。実体験と年輪に裏打ちされた、先人達の熱き思いに、心を揺さぶられるはずです。ひた向きに取り組む近隣同朋に励まされることもあるでしょう。ベストプラクティスは、これらを目指して、心をひとつにする様々な取組みを応援します。それらが、一つの大きなうねりとなって、日本全土を包み込む日を夢み信じています。

厚生労働省老健局老人保健課長 迫井正深

「新しい総合事業」が、地域包括ケアシステムを構築するための切り札として産声を上げ、この4月から歩みをはじめました。新しい総合事業は、

- 健康寿命を延ばし、生きがいや役割をもって生活できるようにする介護予防の取組
- 高齢者の様々なニーズに応える、多様なサービスの提供

を、住民を主役として展開していくなど、地域の多様な主体が地域の高齢者を支える仕組みづくり、まさに、“地域づくり”そのものに取り組んでいくものです。

北海道から沖縄まで、それぞれの地域の実情に応じた、個性豊かな地域づくりに向けて、これまでの給付サービスから市町村が行う事業に移行するとともに、自助・互助・共助・公助のバランスのとれたケアの構築を目指します。金太郎飴ではない、オーダーメイドによる地域づくりを、介護保険を活用して推進していく取組みと考えていただければと思います。国としても市区町村の地域づくりを応援していくため、日常生活支援コーディネーターや協議体を市町村や日常生活圏域単位で配置するなど、思い切った支援策も講じております。

全国の都道府県、市町村の担当職員の皆様は、郷土を愛し、地域の発展に向けた情熱では誰にも負けない方ばかりであり、みなさんの手で、おらがふるさと版の総合事業、地域包括ケアシステムの構築が図られること、そのためにこの「ベストプラクティス」が知の交流の場としての役割を果たすことを期待しております。

厚生労働省老健局振興課長 高橋謙司

## 地域包括ケアシステム情報支援事業 （全国保険者におけるベストプラクティス抽出調査）とは？

地域包括ケアシステムの構築に向けて、新たな地域支援事業の効果的かつ効率的な運営の手法を明らかにするために、先駆的な市町村の協力を得つつ、介護予防・日常生活支援総合事業などの具体的取組内容を整理します。

また、先駆的な市町村の取組内容や、市町村間の意見交換を共有できるようにグループウェアを活用した情報共有の仕組みを構築することにより、効果的かつ効率的な取組事例の横展開を図ることが本事業の目的です。

実施期間は平成26～28年度で、先駆的な市町村の取組内容を事例集として整理し、地域包括ケア「見える化」システムに掲載していく予定です。

このニュースレターでは、本事業に参加している自治体担当者によるコーナーや本事業で実施したグループワークの結果等を中心に整理し、総合事業へと円滑に移行していくために参考となる情報を提供していきます。

## グループワーク参加市町村

現在、グループワークに31市町が参加しています。



### 第1回グループワーク 結果報告

平成27年1月26日（月）に31市町から74名、21都府県から23名が参加（傍聴）した第1回グループワークが開催されました。開催概要は次のとおりです。

(13:00開会)

地域包括ケアシステム  
情報支援事業について

**趣旨説明**

老健局老人保健課 鶴田補佐による趣旨説明

介護予防・日常生活支  
援総合事業

**①行政説明**

老健局振興課 服部補佐による説明

**②生活支援体制整備について**

神奈川県平塚市と宮崎県串間市による事例発表後、全体討議  
 《平塚市》町内福祉村の位置づけや活動内容についての発表。会場からは、市社協との役割分担、立ち上げまでの必要な期間等についての質問  
 《串間市》幸せで住みよい串間市を実現するための市民主導型組織“まるっとみんなの会議”についての発表。会場からは、市の企画部門との関係や会議で出てきた意見への対応方針等についての質問

**③総合事業への移行事務について**

東京都稲城市による事例発表後、全体討議  
 《稲城市》総合事業への移行に向けたスケジュールや取組内容等についての発表。会場からは、サービスの質を担保するための取組、移行期間中の更新者への対応等についての質問

介護予防の推進

**①行政説明**

老健局老人保健課 鶴田補佐による説明

**②「地域づくりによる介護予防の推進」へ転換するための戦略について**

大阪府大東市による事例発表後、グループワーク  
 《大東市》地域づくりによる介護予防活動を始めた動機や、住民の「やりたい」の声を引き出すための手法、「大東元気でまっせ体操」の効果についての発表  
 《グループワーク》9グループに分かれ、各市町村の取組内容について発表・意見交換

窓口対応と介護予防ケ  
アマネジメント

**①行政説明**

老健局振興課 高橋推進官による説明

**②窓口対応と介護予防ケアマネジメントについて**

奈良県生駒市による事例発表後、全体討議  
 《生駒市》新規申請者の窓口対応の流れやアセスメントツールについての発表

(17:30閉会)

## ■ ■ 自治体最前線：新しい総合事業への移行に向けたベストプラクティス ■ ■

このコーナーでは、総合事業へと早期移行する市町村のご担当者に、移行に向けてどのような取組（準備）を行ってきたのか、取組時における課題や成功のポイントは何だったのかなどといった内容を、毎号リレー形式により紹介していただきます。総合事業への移行に向けて準備されている全国の市町村職員の方にとって有益な情報源となれば幸いです。

記念すべき第1号は、千葉県流山市 介護支援課長 早川 仁 様にご執筆いただきました！

### ～新総合事業を活用した2025年対応型の地域社会づくりに向けて第一歩を踏み出そう～



#### 流山市の基礎データ

面積	35.32km <sup>2</sup>	-
総人口	172,026人	26年10月1日時点
高齢者人口	40,324人(23.4%)	32年度:47,900人(26.5%)、37年度:48,800人(26.7%)
後期高齢者人口	16,597人	32年度:23,900人、37年度:29,400人
世帯数	70,440世帯	27年1月1日時点
認定者数	6,512人	27年3月末時点(要支援1～5:787人、611人、1,582人、1,149人、878人、787人、718人)
介護保険料	第6期:年額59,700円(月額4,980円)、第5期:年額55,000円(月額4,590円)	

## 《総合事業への思い》

これから新総合事業への移行を進める自治体のご担当者様へ。

もし、自分が75歳の高齢者だったらと仮定して考えてみてください。

老後の毎日の暮らしに何を望むでしょうか。

わたしは、新総合事業の導入が自治体に義務付けられて以来、ずっとそのようなことを考えていました。

いつまでも周りから必要な存在として頼りにされ、毎日、生きがいと目標をもって暮らし続けること。そして最後に振り返ったとき「あ～いい人生だった」と実感できる生活を送れたら、なんて素晴らしいことだろうと思いました。そんな人生を応援するために何が新総合事業でできるだろうと考えました。

ヒントは、地域に存在します。

是非、地域に飛び出して、キラキラ光る資源を見つけてください。また、「何とかしよう」という気概を抱いている人たちと想いを語り合ってください。

そのように行動し地域が見えてくれば、「新総合事業のために何をするか」ということから、「新総合事業を活用して何をするか」に発想を転換することができます。それと同時に、新総合事業による‘わがまちづくり’を進めることが自治体に求められていることに気付くと思います。

さあ、そこからがあなたを始めとする行政マンの腕の振るいどころです。

介護保険制度創設当時、サービス基盤づくりは「地方分権の試金石」と言われていましたが、2025年に向けた今後こそが、真に自治体の創意工夫アイデアが試される時だと思えます。

でもそんなに恐れることはありません。新総合事業には、地域介護予防活動支援事業や地域リハビリテーション活動支援事業といった特効薬がいくつもあります。また、隣り合う生活支援体制整備事業（包括的支援事業）によって協議体や生活支援コーディネーターという応援体制を構築することも可能です。さらに、地域の人たちと共に考え、悩み、解決していくことを通じお互いの関係が‘信用’から‘信頼’に変わっていけば、新総合事業の強固な推進体制が生まれていきます。

まず新総合事業や生活支援体制整備事業をスタートさせることが、介護予防のまちづくりを推進し、高齢化のピークである2025年対応型の地域社会づくりへの近道になると思います。

いかがでしょう。75歳のあなたは自治体に明るく希望の持てる地域社会の創造を期待する気になれましたか？ 実は、あなたと同様に、そんな期待を抱いている高齢者が地域にはたくさんいます。

今こそ、勇気と、覚悟と、信念を持って、地域の皆さんと汗をかき、感動を分かち合いながら新しい地域社会づくりに邁進するための第一歩を踏み出しましょう。

## 《準備期：総合事業への移行前（平成25年8月～平成27年3月）》

## (1) 実施体制

## 【工夫した点】

庁内のA～Dの課はいずれも同じ健康福祉部に属するものです。

第6期高齢者支援計画（介護保険事業計画を包含）は、Dが事務局となって庁内体制を構築し策定したものです。総合事業の構築についてもこうした体制の延長線上のものとしてチーム意識をもって取り組みました。特に、住民参加型サービスの構築及び高齢者の居場所づくりに関連し、自治会やNPO活動を担当するコミュニティ課との連携を図りました。同課からは、地域の住民活動等の現状に関する情報提供を受けたほか、自治会に対して働きかけた際に、同課に間に入って調整していただいた結果、スムーズに進めることができました。

地域包括支援センターからは、要支援者の特性や訪問型サービスの構築に関し、様々な資料の提供や助言を得ることができました。同センターには、普段の活動を通じて蓄積している地域に関する情報が多様にあることから、同センターを新総合事業の構築を共に進めるパートナーとして活用することが重要であると認識しました。

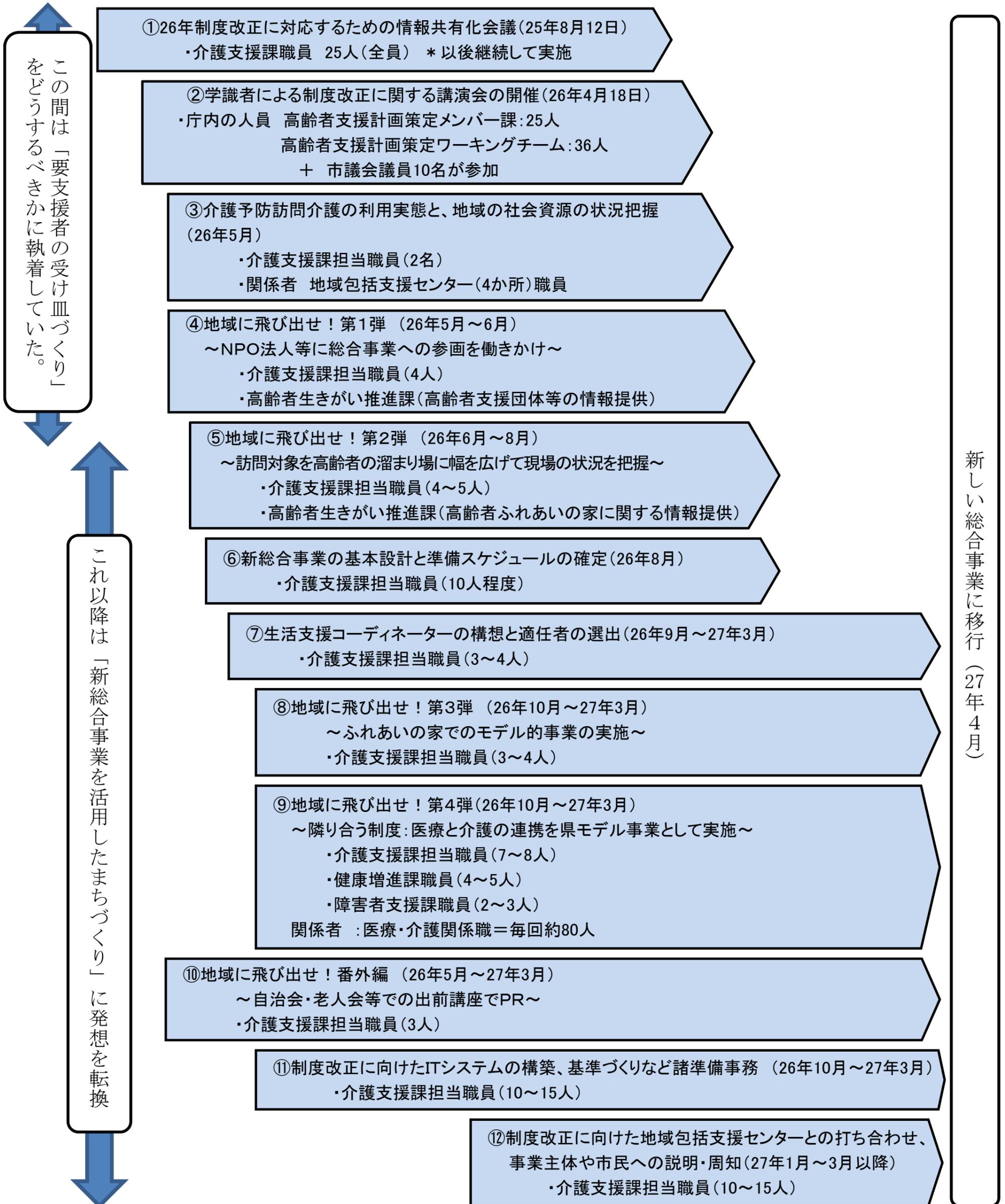
## 【庁内の体制と主な関係者】 ◎主担当

区分	課名（係名）	主な役割、位置づけ
庁内	A 介護支援課◎	・ 総合事業全般について対応を検討、方針決定・立案する
	B 高齢者生きがい推進課	・ 高齢者ふれあいの家に関する情報提供、総合事業のうち特に一般介護予防事業に係る制度設計への参画
	C 健康増進課	・ 総合事業の制度設計に係る情報提供
	D 社会福祉課健康福祉政策室	・ 庁内協力体制の調整
	E コミュニティ課	・ 自治会やNPO活動に関する情報提供
関係者	a 地域包括支援センター	・ 主に制度設計のための要支援者及び地域の社会資源等に関するデータの提供
	b 流山市シルバー人材センター	・ 総合事業の事業主体としての参画

高齢者ふれあいの家…地域住民が運営する「花みずき」 【みんなで介護予防体操】



(2) 準備期における全体の流れ (フローチャート)



### (3) 具体的な実施内容

準備期における具体的な実施内容について、実施内容ごとに、発生した課題、その課題への対応方策、その取組（実施内容、対応方策）のポイント（工夫した点）、成果等を示します。

#### ① 26年制度改正に対応するための情報共有化会議

\* 第6期計画の策定作業を中心とした長期ロードマップを作成し、全職員で共有化。

##### 【課題と対応策】

- ・ 25人の職員中、半数以上が計画策定に直接的に関わった経験が無い状態でした。
- 平成25年8月6日の社会保障と税の一体改革に係る社会保障国民会議の最終報告の内容から、第6期計画の重要性とその範囲の広さが想像できたことから、早期に職員の心構え（覚悟ともいえる）と、参加意識の醸成を図ることが必要と考え、意識改革を促すことをねらいとしました。

##### 【取組のポイント】

- ・ 膨大な資料で説明するのではなく、制度改革の概要と計画策定の対応をペーパー1枚表裏に凝縮して配布・説明したこと。

##### 【取組の成果】

- ・ 若手の職員から「自分のできることは積極的に関わってみたい」との声が出たのがうれしい成果。

#### ② 学識者による制度改正に関する講演会の開催

\* 学識者を講師に招き、新総合事業を中心とした介護保険制度改正の概要に関する講演会を行いました。

##### 【課題と対応策】

- ・ 制度改正について庁内の横断的な対応が必要になる可能性がありましたが、その必要性を理解してもらうことが必要でした。
- 1月に立ち上げた第6期計画の庁内会議のメンバーへの共有化を図ることとしました。それには、外部の識者を活用した情報共有の機会を設けることが効果的であると考えて実施しました。

##### 【取組の成果】

- ・ 出席者からの感想として、とにかく介護保険制度始まって以来の困難な作業を行おうとしていることは理解したという声が寄せられました。

#### ③ 介護予防訪問介護の利用実態と、地域の社会資源の状況把握

\* 要支援1・2の者が利用する介護予防訪問介護の利用実態と、地域の社会資源の状況について把握するため、地域包括支援センターにアンケート調査を実施しました。

##### 【課題と対応策】

- ・ 介護予防訪問介護を地域支援事業で実施する場合に、どのようなサービス内容として受け皿を整備したらよいかイメージがなかなか湧きませんでした。また、介護予防通所介護の代替えとなるような地域の住民活動があるのかどうか把握する必要があると考えました。
- 地域の情報を最も良く知る地域包括支援センターの力を借りることとしました。

##### 【取組のポイント】

- ・ 地域包括支援センターが抱えている情報を引き出しやすいように様式を工夫したことです。

##### 【取組の成果】

- ・ 介護予防訪問介護の約9割が生活援助のみの利用であることが判りました。また、そのほとんどが、掃除、買い物、調理、洗濯のいずれかのサービス支援（組み合わせた利用含む）を受けており、こうした家事援助の担い手となる住民参加型のサービス主体の構築を働きかければよいと捉えることができました。
- ・ 介護予防通所介護に代わるような画期的なものは残念ながら見つけることができませんでした。しかし、地域では様々な運動、サークル、趣味等の活動が想像以上に展開されていることを知るようになりました。こうした情報が、必要としている人につながるように今後システムを構築するだけで住民活動がさらに活発化していくのではないかと期待することができました。

#### ④ 地域に飛び出せ！第1弾 ～NPO法人等に総合事業への参画を働きかけ～

\*同じ部内の高齢者生きがい推進課から地域の高齢者支援に関する活動を行うNPO等の情報の提供を受け、地域包括支援センターへのアンケートに基づいて、当該NPO等に対し家事援助（掃除、買い物、調理、洗濯）を提供する住民参加型のサービス主体の立ち上げを働きかけました。

##### 【課題と対応策】

- ・現場の人たちは制度改正をどう捉えどう対応しようとしているのかなど、現場の動向や雰囲気がつかめませんでした。
- 住民参加型のサービスの一番近い位置にいるのがNPOと捉え、有償ボランティア活動を行うNPO法人のほか、流山市シルバー人材センター、生活協同組合、社会福祉法人、民間会社を訪問し、総合事業の青写真と新総合事業にかける想いを訴えました。

##### 【取組のポイント】

- ・相手方に提示する新総合事業の設計図は、簡単な青写真程度にとどめ、言葉で新総合事業の必要性和市の姿勢を感じ取ってもらうことにしました。相手方の意欲、興味を引き出すよう意を払いました。また、担当者だけではなく、役職者（限りなく担当課長）が足を運んで語りかけることが重要だと感じました。

##### 【取組の成果】

- ・複数の法人から「いっしょに研究していこう」と声をいただくことができました。
- ・生活協同組合には、介護予防訪問介護の受け皿づくりの立ち上げに向けて動いていただけることになりました。
- ・流山市シルバー人材センターからは、「同センターとして現状の経営手法ではやがて行き詰っていく危機感を抱いており、新総合事業を千載一遇のチャンスと捉え積極的に準備していきたい」という対応をいただきました。

#### ⑤ 地域に飛び出せ！第2弾 ～訪問対象を高齢者の溜まり場に幅を広げて現場の状況を把握～

\*介護予防通所介護の受け皿となるような社会資源がないかどうか、さらに現場に入って現状を把握するとともに、住民の皆さんと意見を交わしました。

##### 【課題と対応策】

- ・5～6月にかけてのNPO等への訪問で、介護予防訪問介護の受け皿づくりには、大分明らかが見えてきましたが、介護予防通所介護については進んでいませんでした。
- 高齢者生きがい推進課が担当する「高齢者ふれあいの家支援事業」の『高齢者ふれあいの家』について、通所介護の受け皿とまらないかと考え、とにかく何か所か訪問し詳しく状況を見て聴いてこようということで実施しました。

##### 【取組のポイント】

- ・実際の活動（趣味の講座や茶話会など）が行われているときに訪問し、そこに集う人たちと意見を交わすことが大事だと感じました。

##### 【取組の成果】

- ・高齢者ふれあいの家に集う皆さんのいきいきとした表情と人情に感激！その素晴らしさを再発見しました。キラリと光る資源がこんなに身近にあったことに気付かされました。併せて、地域の高齢者の拠点（溜まり場、茶話会の場）の重要性を認識しました。
- ・流山市の「地域の特性を活かした」総合事業の実施はコレだ、と発想。今後は、現状として足りない点を補い、高齢者の介護予防の拠点としての味付けを行っていこうと構想しました。
- ・ここまでの「新総合事業のために何をするか」という視点から、「新総合事業を活用して何をするか ⇒ それは将来に向けたまちづくりである」という発想に転換しました。まさに、ターニング・ポイントになりました。

## ⑥ 新総合事業の基本設計と準備スケジュールの確定

\*ここまでの現場訪問から得た情報に基づいて、受け皿として働きかける事業主体の優先順位の絞り込みと、新総合事業開始時期の確定をしました。

### 【課題と対応策】

- ・流山市では、第5期計画で日常生活支援総合事業を3年度目に導入することを計画していたこともあって、早期の新総合事業への移行を念頭に置いていましたが、明確な根拠を伴ったものではありませんでした。
- 高齢者ふれあいの家への訪問からヒントを得た「総合事業を活用したまちづくり」は、高齢化のピークである2025年に向けて早いスタートを切るべきことは明白であると捉え、明確な根拠をもって、新総合事業の導入時期を27年4月と設定し、その準備を進めていくことを決断しました。
- ・新総合事業の受け皿づくりに的が絞りが切れていない。
- 早期の移行が可能で取り組み意欲のある2法人（生活協同組合と流山市シルバー人材センター）について優先して進めることとし、効率的に進めるようにしました。

### 【取組のポイント】

- ・新総合事業への対応は、全体として、今現時点である人材、社会資源等を活用していくことを基本とすること。新しいものの創造は、時間がかかることから、後で（新総合事業開始後でも可能）じっくりと取り組むことにしました。
- ・早期の移行が可能な2法人に当面の対応を絞り込みました。欲張らず、新総合事業導入後であっても受け皿づくりは十分間に合うと捉えて対応することとしました。こうしたことで、負担感が大分軽減しました。

### 【取組の成果】

- ・何をどう進めていくかが明確になったので、それに向けた諸準備も進めやすくなりました。

## ⑦ 生活支援コーディネーターの構想と適任者の選出

\*生活支援コーディネーターを新総合事業の導入と同時に展開していく。

### 【課題と対応策】

- ・新総合事業を発展させていくためには、訪問型サービスや高齢者の生活支援等の担い手となる人材の育成や多様な介護予防や生活支援のニーズに対応する社会資源の創出が必要となる。
- 市内にNPO活動に従事し、助け合いの住民活動や社会資源の立ち上げに関し豊富な知識・経験を有する者がおり、26年9月に実施した国のコーディネーター養成研修に参加していただきました。27年4月1日付けで第1層のコーディネーターとして委嘱します。

### 【取組のポイント】

- ・流山市には、周囲の誰もが認める高い識見を有した候補者がいたため、いわゆる‘一本釣り’で選出しました。しかし、生活支援コーディネーターは、一定のノウハウを有し、人望も厚くなくてはならないと考えます。したがって、人材を見極めるためには、時間をかけて選出していくか、あるいは、協議体の立ち上げを先行させ、そこでの意見を抽出しつつ委嘱につなげていってはどうかと考えます。

### 【取組の成果】

- ・第1層コーディネーターは1名とし、第2層コーディネーターを4名（日常生活圏域ごとに1名ずつ）置き、相互に連携を図りつつ、活動を展開させていく。まず、第1層コーディネーターを配置することで、協議体づくりへの協力が得られるほか、総合事業への好影響も期待できると考えています。

### ⑧ 地域に飛び出せ！第3弾 ～ふれあいの家でのモデル的事業の実施～

\* 現行の一次予防事業を活用し、千葉県研修を修了した重度化防止推進員（18名）を高齢者ふれあいの家に派遣し介護予防教室を開催することをモデル的に実施。

#### 【課題と対応策】

・ 高齢者ふれあいの家などが地域の介護予防拠点になり得るか効果を検証する必要があること。  
→ スポーツコミュニティリーダーの経験がある市民など18名が、千葉県が主催する重度化防止推進員養成研修を修了しており、この推進員を高齢者ふれあいの家に派遣する事業をモデル的に実施し、どのように展開できるのかを検証することとしました。

#### 【取組のポイント】

・ 主催者は市ではなく、「住民の皆さんです」というスタイルを貫く。市がベッタリと張り付いて実施すると、「やらされている感」が次第に湧き出てきて、続かなくなっていく。また、多くの人に継続して行ってもらうためには、メニューの中に「楽しさ」も実感できなくてはならないと考えます。

#### 【取組の成果】

・ 講師役となった重度化防止推進員が中心となって『流山市民のうた』に合わせたオリジナル体操を創って介護予防教室で紹介し取り組んでいただきました。市民に馴染みのある歌でもあり、好評を得ています。また、体操だけではなく、会話を楽しんだり、脳トレを取り入れた60分～90分のセットメニューで提供しており、展開の検証としては良い結果が得られるものと捉えています。この派遣事業は、新総合事業の一般介護予防事業のメニュー（地域介護予防活動支援事業）として本格実施していきます。

### ⑨ 地域に飛び出せ！第4弾 ～隣り合う制度：医療と介護の連携を県モデル事業として実施～

\* 改正介護保険法第115条の4第2項第4号に対応する医療と介護の連携の推進に関し、千葉県のモデル事業「在宅医療拠点事業」を、26年10月から開始しました。

#### 【取組のポイント】

・ 当事業は、包括的支援事業ですが、対象者は地域の医療ニーズを抱えた在宅高齢者としています。また、医療・介護の多職種連携を図るための会議、研修を通じ、多職種間のネットワークの構築を目標としています。隣り合う制度であり、様々なメリットが期待できると考えています。

#### 【取組の成果】

・ 当事業をきっかけとして、介護老人保健施設等のリハビリテーション職が地域での新たな役割に意欲を示していることが判りました。今後、一般介護予防事業の地域リハビリテーション活動支援事業を活用し、高齢者ふれあいの家や地域の高齢者の溜まり場にリハビリテーション職の派遣を計画していることから、効果的に実施することができるものと期待が膨らみました。

### ⑩ 地域に飛び出せ！番外編 ～自治会・老人会等での出前講座でPR～

\* 市職員が講師となって行政に係る制度、施策を地域に出向いて講座を開催する‘出前講座’を積極的に引き受け、地域住民に新総合事業のスタートをPRしています。

#### 【課題と対応策】

・ 新総合事業の導入を高齢者等地域住民に浸透させていく必要があります。  
→ 市の出前講座を利用し、積極的に地域に出向いて新総合事業等の制度改正の意義と内容をわかりやすく説明する機会を設けています。平成26年度10回。対象は、主に自治会、老人会、地区社会福祉協議会などです。

#### 【取組のポイント】

・ 介護保険制度改正の目指すもの、流山市が目指す2025年の姿、第6期計画の内容をわかりやすく伝えることで、住民との間にも意識の共有化が図られると思います。いわゆる規範的統合を目指すことが重要です。

#### 【取組の成果】

・ 26年度後半の出前講座では、介護予防のまちづくりを強調し、27年度以降、拠点づくりへの参画を働きかけてきましたが、既に2か所の自治会から「ここに来て（介護予防教室を）開催してほしい」と希望をいただいています。

## ⑪ 制度改正に向けたITシステムの構築、基準づくりなど諸準備事務

## 【課題と対応策】

- ・市町村主体の事業として、その裏付けとなるシステム構築や基準づくりを行うものですが、請求・支払システムの構築など専門的知識が必要な部分を中心として情報が少なく、構築に苦勞しています（現時点）。
- システム構築については、千葉県国保連の協力を得て情報提供をいただきました。システム構築については、本市契約先ベンダーにおける情報収集が当初遅れていましたが、現在までに立て直しを図り、4月分請求には何とか間に合う目途がついたところです。

## 【取組のポイント】

- ・本市など、27年4月から導入する市町村にとっては情報量が少ない中で基準づくりなどを進めなければならず苦勞しています。しかし、27年度後半以降導入を計画している市町村においては、国からの準則やQ&Aが発出されており、また先発の市町村の実例を参照（このベストプラクティクスを通じ発信していきます！）しつつ諸事務を行うことができることから、比較的スムーズに事務が進められるものと考えます。

## ⑫ 制度改正に向けた地域包括支援センターとの打ち合わせ、事業主体や市民への説明・周知

## 【課題と対応策】

- ・地域包括支援センターは、市の重要なパートナーとして新総合事業を推進していく役割を果たしていただくなくてはなりません。常に情報の共有化を図り、目線合わせをしつつ協働していくことが重要であること。
- 従来から、月1回の市（介護支援課）と地域包括支援センターの連絡会を開催しており、介護保険制度改正に伴う準備が始まってからは、臨時に開催することも含め、情報の伝達、意見交換に努め連携を図ってきました。

- ・市民をはじめとして、新総合事業に関し周知を図ることが、円滑に事業を推進する上で必要であること。
- 平成27年に入ってから、1月、3月と2回にわたり、説明会を開催してきています。また、前述の出前講座においても総合事業について説明しています。
- 4月以降も、説明会を日常生活圏域ごとに開催するほか、市ホームページでの紹介、6月に市広報で特集号を発行します。パンフレット、チラシの作成など、あらゆる方法、媒体を用いてわかりやすく伝えるよう取り組んでいく考えです。

## 【取組のポイント】

- ・説明会のように直接説明する機会が最も効果的ですが、最近では、モバイルの普及によって前期高齢者を中心にインターネットにアクセスできる人が増えていると思います。したがって、WEBデザインを工夫し、図表や写真を用いて理解しやすいホームページ作りを目指すことが効果的であると考えています。



高齢者ふれあいの家…自治会館を利用した「豊台ふれあいの家」  
【同じ地域の方が講師役になって、パッチワーク教室】

## (4) 今だから言える、取組ポイント！

## 1

**新総合事業のチームづくり、ムードづくりが大切**

訪問型サービス・通所型サービスの担い手、高齢者の介護予防拠点づくりなど、事業主体や地域住民との折衝・意見交換は、効率的・効果的に進めようと考え、課長である私自身のほか実務経験年数が長い職員が対応しましたが、既成概念にとらわれて停滞してしまう場面も少なくありませんでした。若手職員を積極的に巻き込んでフレッシュなアイデアを引き出す工夫をもっと行えば良かったと思いました。

反省点も踏まえて言えば、課内の新総合事業の担当チームが一体感をもって進んでいくことが実は大事で、地域から情報を集め、地域の方々と語り合い、持ち帰ったデータに基づいて様々な視点から検討を加えて仕組みを設計していくためには、それなりのエネルギーが必要であり、多様性・柔軟性も必要です。介護予防だから＝専門職（保健師等）が考える事ということではなく、事務職も若手もベテランもいて、喧々諤々やり合う中から、より良い突破口が見つかってくるものと思います。

**積極的に地域に出て既存の社会資源の中から活用できるものはないかを見つけることが大切**

前述のように、流山市では既存の『高齢者ふれあいの家』の凄さを再発見し、そこから高齢者の身近な場所に「介護予防の拠点をつくろう」という考えに至りました。

新総合事業は、新しいものを創造することよりも、既存の資源の仕様を多少変更して活用していくことで出来ることが沢山あると思います。

そのためには、内部体制を固めたり構想をきちんと練ってからではなく、まずは、積極的に地域に出向いて、いろいろな場所でNPOや自治会、事業者など地域の様々な方々と語り合うことが重要であると思います。

流山市では‘ほぼ丸腰状態で’そうしたところから入っていったのですが、参加意欲を持つ事業主体を早期に見つけられるなど、結果として、良かったのかなあと考えることが多々ありました。

## 2

**新総合事業をスタートさせるために何をするかではなく、新総合事業をスタートさせて活用しまちづくりを進めるという視点が最も重要**

流山市では、準備作業を進めていく中で、「新総合事業のために何をするか」という視点から、「新総合事業を活用して何をするか ⇒ それは将来に向けたまちづくりである」という発想に転換したところが最も重要なポイントになりました。

よって、これから新総合事業を導入する市町村には、最初からこうした視点を持っていただくことが絶対的に重要です。

この視点に基づいて作業を進めることで、目標を描きやすくなると思います。また、担当職員の負担感も断然軽くなります。まず新総合事業に移行することで、地域介護予防活動支援事業や地域リハビリテーション活動支援事業といった介護予防のまちづくりを推進するメニューが実は相当揃っており、これらを活用すれば一般介護予防としての取り組み部分（拠点づくりなど）は進んでいくと考えます。その次に、いわゆる要支援者等の受け皿となる介護予防・生活支援サービス事業ですが、協議体、あるいは生活支援コーディネーターを立ち上げ取り組んでいくことを先行させ、地域の多様な主体を巻き込んだ議論の中から、サービスをどのように立ち上げていくべきか様々なヒントが見つかっていくはずであると考えます。どんどん現場あるいは地域の人たちの知恵を拝借してしましましょう。

ここで一つヒントを披露しますが、流山市において、訪問型サービスA（委託）として参画するシルバー人材センターは、多くの自治体に存在すると思いますが、同センターの体制は、既に住民参加型サービスとしての体制が整っています。よって、あとは、ここをどのようにすれば‘その気’にさせられるかです。同センターを担い手として活用できる可能性は極めて高いと思います。

## 3

## 異動のごあいさつ

介護予防の担当をさせていただいた2年9ヶ月間、市町村・都道府県の方々と一緒に仕事することができ、とても多くのことを学ばせていただきました。この場をお借りして、皆さま方に感謝申し上げます。

「地域づくりによる介護予防」の進んでいる市町村の皆さまからは、「やるかやらないかは住民の選択である」「住民のやりたいを支える」など、これまでの介護予防の固定観念を打ち破る格言をいただき、新たな1歩を踏み出す勇気をもらいました。また、介護予防に対する姿勢を通じて、情熱を持って地域と向き合いながら、住民の力を信じて、黒子に徹した支援をすることが極めて重要だと感じました。

国の担当者としては、情熱を持って都道府県・市町村の皆さまと向き合いながら、皆さまの力を信じて、しっかりと支援することの重要性を噛みしめさせていただきました。

いよいよ4月1日に、改正介護保険法が施行されました。「行政主体」から「住民主体」へと介護予防のやり方を転換するチャンスです。

ベストプラクティス事業に参加している皆さま方の熱意が全国に広がっていき、新しい総合事業に魂が宿ることを切に願っております。

厚生労働省老健局老人保健課 介護予防担当補佐 鶴田真也

## 平成27年度事業への展望

団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年（平成37年）に向け、全国の市町村において第6期の介護保険事業計画がいよいよスタートしました。その意味でも、平成27年度はこれからの介護保険の方向性を担う大事な1年になると考えられます。

平成27年度においては、総合事業へと移行する市町村が多数出てくることが想定されています。そのため平成27年度事業では、平成26年度の事業結果を踏まえ、より一層市町村の皆様のお役に立てるよう、情報支援に取り組んでまいります。

### 平成27年度事業内容（予定）

- 情報共有の仕組みによる情報交換の実施 ～平成28年3月31日
- グループワークの実施 2回（平成27年6月、未定）
- ニュースレターの発行（複数回）

#### 【編集後記】

記念すべき「ベストプラクティス 第1号」をこの度、発行させていただきました。

本事業における情報支援が、総合事業や地域主体による介護予防の取組の一助になれば幸いです。

皆様の一員として、事務局メンバーも一丸となって頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 地域包括ケアシステム情報支援事業事務局 （株式会社日本能率協会総合研究所）

担当：川村、田中、河野、政岡  
電話：0120-676-715  
メ-ル：BEST\_PRACTICE@jmar.co.jp

当記事に関するお問合せは、事務局までお寄せください。